

東京都台東区

## 公園等維持標準仕様書

昭和 63年	4月	作成
平成 3年	4月	訂正
平成 10年	4月	訂正
平成 13年	4月	訂正
令和 4年	4月	訂正

東京都台東区都市づくり部公園課

## 目 次

<b>第1章 総 則</b>				1
第1節 一般事項				1
第2節 着手				1
第3節 施行管理				1
第4節 完全管理				1
第5節 監督員による確認				2
第6節 検査				2
<b>第2章 清掃</b>				3
第1節 公園清掃				3
第2節 桜橋清掃				5
<b>第3章 公園等維持管理</b>				7
第1節 植込地管理				7
第2節 植栽・移植				11
第3節 芝生地管理				11
第4節 地被類等管理				12
第5節 花壇管理				13
第6節 施設管理				13
<b>第4章 街路樹等維持管理</b>				17
第1節 街路樹等管理				17
第2節 植樹帯等管理				18
<b>第5章 公園等維持工事</b>				20
第1節 維持工事				1

## 第1章 総 則

### 第1節 一 般 事 項

#### 1.1. 1 適 用 範 囲

1. この仕様書は、台東区都市づくり部公園課が施工する公園、児童遊園、街路樹、植樹帯等の工事及び委託に適用する。
2. 受注者または受託者(以下「受注者等」という)は、それぞれの種別に応じ、本仕様書に定める仕様に従い施工しなければならない。
3. 受注者等は、本仕様書に定めのない事項については、「東京都土木工事標準仕様書」等、国、都知事または台東区長が定めた標準仕様書により、施工するものとする。
4. 特記仕様書と本仕様書の間に相違がある場合、受注者等は特記仕様書の定めに従うものとする。

### 第2節 着 手

#### 1.2. 1 工 程 表 の 提 出

受注者等は、工事または作業(以下「工事等」という)の工程表を別に定める様式に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 1.2. 2 施 工 計 画 書

1. 受注者等は着手に先立ち、工事等の施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、簡易な作業等については、監督員の指示により、記載内容を省略するものとする。
2. 受注者等は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

#### 1.2. 3 施工の開始・終了

受注者等は、工事等の開始及び終了時に監督員に連絡しなければならない。なお、隅田公園での工事等は、別途、公園管理事務所、台東リバーサイドスポーツセンター等の関係機関へも連絡すること。

### 第3節 施 工 管 理

#### 1.3. 1 跡 片 付 け

受注者等は、工事等の全部又は一部の完了に際し、速やかに不用材料等を整理しなければならない。なお、仮設物の撤去時期については、監督員の指示に従うものとする。

#### 1.3. 2 施 工 記 錄 写 真

受注者等は、発注者が別途定める「工事記録写真撮影基準」に基づき工事等の記録写真を撮影し、工程順に写真帳に整理し、監督員に提出しなければならない。なお、工事等が長期にわたる場合は、監督員の指示する期間ごとに整理し、提出しなければならない。

#### 1.3. 3 土 壤・水 質 汚 染 の 防 止

受注者等は、都市における貴重なみどりの基盤である土壤を、不用意に乱したり、固結させたり、またはガソリン、セメント、薬品等を土壤、排水溝等に廃棄してはならない。

### 第4節 安 全 管 理

#### 1.4. 1 来 園 者 等 へ の 配 慮

1. 受注者等は、工事等施工中、腕章、ネームプレート等の装着や、工事看板の掲示、作業内容の掲示等に努めること。
2. 受注者等は、工事等施工中、来園者及び通行者(以下「来園者等」という)の安全を確保するため、バリケード等の安全対策を講じるとともに、言動に注意し、不快の念を与えないようにならなければならない。
3. 施工が1日で完了しない工事の場合、受注者等は、来園者等への周知のため、工事看板を取り付けなければならない。なお、記載事項、取付位置及び取付時期は監督員との協議によるものとする。

1.4. 2 許可車札の掲示	受注者等は、工事等で公園及び児童遊園(以下「公園等」という)内に車両を乗り入れる際は、事前に監督員より「許可車札」の貸与を受け、車両のフロントガラス内に掲示しなければならない。
1.4. 3 車両の乗り入れ	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 受注者等は、工事等で車両を公園等の内部に乗り入れる場合は、来園者等に十分注意し、必要に応じて交通整理員を配置しなければならない。</li><li>2. 受注者等は、車両搬入時に抜き取った車止め等は、車両搬入後直ちにもどに戻さなければならない。</li></ol>
1.4. 4 異常の発見	受注者等は工事等において、公園施設、樹木等に異常を発見した時は、速やかに監督員に報告しなければならない。
1.5. 1 監督員による確認	工事等の重要な施工段階の区切り、監督員の指示した個所及び時期において、受注者等は監督員の確認を受けるものとする。
1.6. 1 完了検査	受注者等は、施工完了後、速やかに関係書類を整理し、監督員に提出しなければならない。
1.6. 2 既済部分検査	受注者等は、既済部分の検査を受けるに際し、監督員の指示により既済部分検査願等を作成し、提出しなければならない。
1.6. 3 施工途中における検査	受注者等は、施工途中でなければその検査が不可能なとき、または著しく困難なときは、それぞれの段階において、直ちに発注者に対し検査の請求をしなければならない。

## 第2章 清掃

### 第1節 公園清掃

#### 2.1. 1 公園清掃

1. 作業個所は、設計図書によるものとする。
2. 受注者等は、園路・広場・植込地等のゴミ（紙屑、落ち葉、缶・ビン等）の清掃及び収集を行わなければならない。
3. 公園管理施設（屑かご、吸殻入れ等）は、清掃対象とする。
4. 受注者等は、ゴミの収集に当たっては、可燃ゴミ、不燃ゴミ、ビン、カン、ペットボトル、資源ゴミ、粗大ゴミに分別して、指定場所に集積しなければならない。なお、ビン、カン、ペットボトルは、それぞれのコンテナまたはゴミ袋に入れなければならない。また、新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール等の資源ゴミは、それぞれをひも等で十文字に結束しなければならない。
5. 受注者等は、乾燥又は強風によりダスト舗装等の土系舗装の舗装材が飛散する可能性があるときは、舗装面に散水を行わなければならない。
6. 受注者等は、作業は原則として午前中に行うこととする。ただし早朝作業で近隣住民に迷惑がかからないよう注意しなければならない。

#### 2.1. 2 排水樹・グレーチング清掃

受注者等は、排水樹、グレーチング等に沈殿したゴミを清掃するとともに、使用不可能なダストは袋に入れて、指定場所へ集積しなければならない。

#### 2.1. 3 除草

1. 作業個所は、設計図書によるものとする。
2. 受注者等は、植込地等の雑草を、除草ホーク等用いて、根ごと除去しなければならない。
3. 受注者等は、抜き取った雑草等を、速やかに指定場所に集積しなければならない。
4. 受注者等は、他の植物に影響を与えないよう注意しなければならない。

#### 2.1. 4 公園トイレ清掃

1. 作業個所は、設計図書によるものとする。
2. 受注者等は、便器・床面・腰壁・手洗い場等を、清掃・洗浄しなければならない。
3. 受注者等は水切り等で床に水が溜まらないようにすること。室内トイレは、作業後に洗浄水を残さないようモップ等でふき取らなければならない。
4. 特に冬期、凍結の恐れがある場合、受注者等は、利用者の転倒防止のための対策を講じなければならない。
5. 受注者等は、使用する洗剤等について、事前に監督員の承諾を得なければならない。

#### 2.1. 5 砂場清掃

1. 作業個所は、設計図書によるものとする。
2. 受注者等は、砂場内のゴミ及び小石、ガラス等の危険物、犬猫の糞等を除去しなければならない。
3. 受注者等は犬猫の糞等を除去する際、周辺の砂も一緒に除去しなければならない。
4. 受注者等はゴミ等を取り除いた後、砂場周辺に散乱した砂を砂場内に戻さなければならない。なお、戻すときは、ダスト、異物等が混入しないよう、注意しなければならない。また、最後に表面を箒等で均一に均さなければならない。
5. 受注者等は、柵の異常を発見した時および砂の量が著しく少なくなっている時は、速やかに監督員に連絡しなければならない。

#### 2.1. 6 自然系舗装清掃

1. 自然系舗装とはウッドチップ舗装等をいう。
2. 作業個所は、設計図書によるものとする。
3. 受注者等は、対象区域のゴミ（紙屑、吸殻等）及び危険物（ガラス、小石等）の除去を行わなければならない。
4. 受注者等は、ゴミ等を除去した後、周辺に散乱した舗装材を舗装内に敷き均し、表面整正を行わなければならない。

5. 受注者等は、舗装材の量が著しく少なくなっている場合は、監督員に報告しなければならない。
- 2.1. 7 池・噴水池清掃**
1. 作業個所は、設計図書によるものとする。
  2. 受注者等は、池、噴水池（以下、池等とする）の内側、ポンプピット内部、濾過槽内部及びろ過材をむらなく洗浄し、水洗い仕上げをしなければならない。
  3. 受注者等は、池の清掃に先立ち、十分注意して魚を水槽等に移さなければならない。また、清掃作業中は水槽内の魚に酸素を供給し、清掃終了後池に水を張り、薬等により中和した後、再び池内に魚を放さなければならない。
  4. 受注者等は、清掃前に池等の施設の点検を行わなければならぬ。なお、点検内容については、「3.6.4 池・噴水池保守点検」の規定によらなければならない。
- 2.1. 8 親水堤清掃**
1. 作業個所は、台東区立隅田公園親水堤とする。
  2. 作業内容は「2.1. 1 公園清掃」及び「2.1. 7 池・噴水池清掃」の規定に準じるものとする。
  3. 受注者等は、親水堤両側の池部分の浮遊ゴミを、網等でくい取らなければならない。
  4. 受注者等は石張り等に付着している異物を、石張り等を損傷しないよう十分注意していねいにはがきなければならない。
  5. 受注者等は、取り除いた異物、ヘドロ等を、隅田川に投棄することなく、速やかに指定場所に運搬、処分しなければならない。
- 2.1. 9 親水堤洗浄**
1. 作業個所は、台東区立隅田公園親水堤の石張り部分とする。
  2. 受注者等は、監督員と事前協議した方法により、石張り部分をむらなく洗浄し、水洗い仕上げしなければならない。
  3. 受注者等は、池部分の洗浄については引き潮時に行い、ヘドロ、砂等は全て洗い流さなければならない。この際、ヘドロ、砂等は隅田川に投棄することなく、指定場所に運搬しなければならない。
- 2.1.10 管理事務所清掃**
1. 作業個所は、公園管理事務所とする。
  2. 受注者等は、管理事務所内を清掃するものとする。
  3. 受注者等は、床清掃については、ゴミを除去した後に必要に応じてモップ掛けを行わなければならない。床ワックス掛けについては、洗剤等で洗浄後、ワックス等で仕上げなければならない。
  4. 受注者等は、エアコンのフィルターを取り外し清掃すること。
  5. 受注者等は、窓ガラスの清掃については、内外面を洗剤等で洗浄した後、しみ・むらのないように布等で拭き取り仕上げしなければならない。
  6. トイレ清掃の作業内容は、「2.1. 4 公園トイレ清掃」の規程に準じるものとする。
  7. 受注者等は、使用する洗剤等について、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- 2.1.11 桜花見清掃**
1. 受注者等は、桜花見清掃については、下記に規定のない事項は「2.1. 1 公園清掃」の規定によらなければならない。
  2. 作業個所は隅田公園内とする。受注者等は、特に仮設ゴミ置場付近の清掃を重点的に行うものとする。
  3. 受注者等は、清掃日・作業時間帯・作業手順等について、桜開花状況等を考慮しつつ、監督員と協議の上決定しなければならない。
  4. ゴミ箱（可燃物用、不燃物用、ビン・カン用）の設置個所は、設計図書によるものとする。
  5. 受注者等は、桜の花の終了後、ゴミ箱（可燃物用、不燃物用、ビン・カン用）を速やかに撤去しなければならない。
- 2.1.12 花火大会清掃**
1. 作業個所は、設計図書によるものとする。
  2. 受注者等は、花火大会清掃については、下記に規定のない事項は「2.1. 1 公園清掃」の規定によらなければならない。

3. 受注者等は、隅田川花火大会終了後、監督員との協議により、作業を開始しなければならない。
4. ゴミ箱（可燃物用、不燃物用、ビン・カン用）の設置個所は、設計図書によるものとする。
5. 受注者等は、可燃ゴミ、不燃ゴミを袋づめにし、指定のゴミ集積場に集積しなければならない。また、ビン、カンは、コンテナに入れ、ダンボール、ビニールシート等のゴミは、他のゴミと混ぜないように分別したうえ、ひも等で結束しなければならない。
6. 受注者等は、野球場及び少年野球場の清掃については、ガラスの破片等の細かいゴミの収集及び人工芝の清掃を行わなければならない。その際、野球場内のゴミの運搬はリヤカー等人力で行わなければならない。
7. 受注者等は、清掃、ゴミの収集及びゴミ箱の撤去を、花火大会の翌朝までに終了しなければならない。
8. 受注者等は、清掃終了後、監督員の確認を受けなければならない。

## 2.1.13 地下施設清掃

1. 作業個所は、台東区立隅田公園の吾妻橋から東武鉄橋までの区域にある地下施設とし、詳細は設計図書によるものとする。
2. 受注者等は、地下施設清掃の施工については、下記に規定のない事項は「2.1. 1 公園清掃」の規定によらなければならぬ。
3. 清掃資材は、床・壁等の材質に適合したものを使用するものとし、受注者等は、使用する洗剤等について、事前に監督員の承諾を得なければならない。
4. 受注者等は、部屋の備品、器具等も必要に応じて清掃するものとする。
5. 受注者等は、広場、階段の清掃及び洗浄については、「2.1. 8 親水堤清掃」及び「2.1. 9 親水堤洗浄」の規定に準じて行わなければならない。
6. 受注者等は、管理人室、エレベーターホール及び地下園路の清掃及び洗浄については、「2.1. 8 親水堤清掃」、「2.1. 9 親水堤洗浄」及び「2.1.10 管理事務所清掃」の規定に準じて行わなければならない。
7. 受注者等は、トイレの清掃及び洗浄については、「2.1. 4 公園トイレ清掃」及び「2.1. 9 親水堤洗浄」の規定に準じて行わなければならない。
8. 受注者等は、施設及び備品等に破損・紛失・故障等を発見した場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。
9. 受注者等は、作業終了後、火気点検、施錠及び消灯を確認しなければならない。

## 第2節 桜橋清掃

### 2.2. 1 橋上床清掃

1. 受注者等は、桜橋橋上床面・雨水枠等を範囲として、ゴミの清掃及び収集を行わなければならない。
2. 受注者等は、ゴミ等の収集については、「2.1. 1 公園清掃」の規定に準じて行わなければならない。
3. 受注者等は、舗装等を損傷しないよう充分注意して、舗装等に付着している異物をていねいにはがさなければならない。
4. 受注者等は、モニュメントの特にひどい汚れの清掃については、監督員と協議の上行わなければならない。

### 2.2. 2 橋上床洗浄

1. 受注者等は、桜橋橋上床面の洗浄を行わなければならない。
2. 受注者等は、「2.1. 8 親水堤清掃」及び「2.1. 9 親水堤洗浄」の規定に準じて行わなければならない。

### 2.2. 3 ガラス面・高欄洗浄

1. 受注者等は、桜橋のガラス面及び高欄の洗浄を行わなければならない。
2. 受注者等は、洗剤等をしみ込ませた布等で、ガラスの内外面及び高欄の汚れを落とし、しみ・むらのないよう、濡れた布等で拭き取り仕上げしなければならない。
3. 受注者等は、使用する洗剤等について、事前に監督員の承諾を得なければならない。

		<ul style="list-style-type: none"><li>4. 受注者等は、洗浄に当たっては、ガラス面・高欄を傷つけぬよう十分注意しなければならない。</li><li>5. 受注者等は、ガラス面・高欄の傷、落書き等を発見した時は、速やかに監督員に報告しなければならない。</li></ul>
2.2. 4	花火別大清掃会	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 受注者等は、花火大会終了後「2.2. 1 橋上床清掃」の規定に準じて、橋上の花火の燃え殻等を清掃しなければならない。</li><li>2. 受注者等は、作業時間帯・作業手順等については、監督員と協議の上決定しなければならない。</li><li>3. 受注者等は、清掃終了後、監督員の確認を受けなければならぬ。</li></ul>
2.2. 5	モニュメント清掃	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 清掃範囲は、設計図書によるものとする。</li><li>2. 受注者等は、使用する洗剤等について、必ずテスト洗浄を行い、石材への影響を確認しなければならない。また、事前に監督員の承諾を得なければならない。</li><li>3. 受注者等は、「瑞鶴図」の部分の洗浄については水洗いし、薬剤を使用してはならない。</li><li>4. 受注者等は、洗浄作業については、モニュメント全面にブラシで薬剤を塗布し、高圧洗浄機で洗い流さなければならない。</li><li>5. 受注者等は、洗浄作業でとれないしみについては薬剤を塗布し、ブラシで汚れを浮かせた後、洗い流さなければならない。この際、壁面の場合は、薬剤をガーゼに染み込ませ、汚れに張り付けるなど、薬剤が垂れないよう注意しなければならない。</li><li>6. 受注者等は、石材保護のため、モニュメント下部に撥水剤を塗布しなければならない。なお、塗布範囲は監督員の指示によるものとする。</li><li>7. 受注者等は、破損等異常を発見した時は、速やかに監督員に報告しなければならない。</li></ul>

### 第3章 公園等維持管理

#### 第1節 植込地管理

##### 3.1.1 高中木手入

1. 受注者等は、高中木手入の施工については、下記の事項によるものとし、現地の状況によりこれによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。
  - (1)受注者等は、隣地側に植栽されている樹木については、境界から50cm以上離れた枝分かれ部分で剪定しなければならない。また、隣地境界から50cm以内に植栽されている樹木については、隣地側の枝を全て剪定しなければならない。
  - (2)受注者等は、道路上の電線等に支障になる枝については、電線等から1m以上離れた枝分かれ部分で剪定しなければならない。また、現在支障となっていない枝でも、将来的に支障になると思われる枝は、剪定しなければならない。
  - (3)受注者等は、道路側に植栽されている樹木については、通行の支障とならないよう、歩道に隣接する場合は高さ2.5m以下、車道に隣接する場合は高さ4.5m以下の枝について、枝分かれ部分または幹の部分で剪定しなければならない。
2. 剪定の種類
  - (1)基本剪定は、樹形の骨格づくりを目的とするもので、主として冬期剪定に適用する。受注者等は、基本剪定の施工については、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。
  - (2)軽剪定は樹冠の整正、込み過ぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏期剪定に適用する。受注者等は軽剪定の施工については、人力剪定作業をもって、切詰め、枝抜き等を行わなければならない。
  - (3)桜の若返り剪定は、樹勢が衰え枝の伸びと着花量が少なくなり弱々しくなった枝を対象に、枝の若返りを図り健全な後継枝を伸ばすことを目的とした剪定である。冬期に剪定することを基本とし、樹勢の悪い枝の除去を行い、樹幹付近の若い枝が伸びる環境を整えなければならない。
3. 主として剪定すべき枝
  - (1)枯枝
  - (2)成長のとまった弱小の枝（弱小枝）
  - (3)著しく病虫害におかされている枝（病虫害枝）
  - (4)通風、採光、架線、人や車の通行等の障害となる枝（障害枝）
  - (5)折損によって危険をきたす恐れのある枝（危険枝）
  - (6)樹冠や樹形の形成上および樹木の生育上不必要的枝（ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝等）
4. 剪定の方法
  - (1)一般事項
    - ①受注者等は、公園樹木の剪定については、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形仕立てとしなければならない。
    - ②受注者等は、不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」等を行ってはならない。
    - ③受注者等は、下枝の枯死を防ぐよう、樹木の上方を強く、下方は弱く剪定しなければならない。
    - ④受注者等は、太枝の剪定については、切断個所の表皮がはがれないよう切断予定個所の数十cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえ切返しを行い切除しなければならない。また太枝の切断面には必要に応じて、腐朽防止処理を施さなければならない。
    - ⑤受注者等は、花木類の手入れについては、花芽の分化時期と着生位置に注意して手入れを行わなければならない。

⑥受注者等は、発生する剪定枝葉、残材について、東京都「東京都建設リサイクルガイドライン」を適用し、作業後すみやかに搬出・再資源化施設にて処理し、資源リサイクルの促進に努めること。なお、剪定枝葉等の再資源化が完了したときは、リサイクル証明書（剪定枝葉等）に処理状況の記録写真、一般廃棄物マニフェストがある場合はその写しを添付して監督員に提出すること。

(2)切詰剪定

受注者等は、主として新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定しなければならない。なお、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽、ヤナギなどは内芽）とする。

(3)切返し剪定

樹冠外に飛び出した枝の切り取り及び樹勢を回復するため樹冠を小さくする場合などに行い、受注者等は、樹木全体の形姿に配慮し、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取らなければならない。また、骨格枝となっている枯枝及び古枝を切取る場合、後継枝となる小枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、それより先端の太枝を切り取らなければならない。

(4)枝抜き剪定

受注者等は、こみ過ぎた部分の中すかしのため、樹冠の形姿構成上不必要的枝（冗枝）等をその枝の付け根から切り取らなければならない。

(5)ヤゴ・コブ取り

受注者等は、ヤゴ（高さ2.5m未満の胴ぶき枝）・コブ取りについては、幹または根部にそってきれいで剪定ばさみや切りもどし用ナイフなどで切除し、必要に応じて腐朽防止処理を施さなければならない。

- 3.1. 2 低木手入
- 受注者等は、低木手入の施工については、下記に規定のない事項は「3.1. 1 高木手入」の規定によらなければならぬ。
  - 受注者等は、樹木の特性に応じて切詰め、中すかし、枯枝の除去などを行わなければならない。
  - 受注者等は、樹種に応じた適期を失しないよう、施工時期を監督員と協議しなければならない。
- 3.1. 3 生垣手入
- 受注者等は、生垣手入の施工については、下記に規定のない事項は「3.1. 1 高木手入」の規定によらなければならぬ。
  - 受注者等は、冗枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈込み、天端をそろえなければならない。
  - 受注者等は、枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行わなければならない。その際、枝の結束には棕梠縄を用いなければならない。
  - 受注者等は、刈込みの際、一度に刈込みず、数回の刈込みを通して、除々に仕立てていかなければならない。特に、ヒノキ、サワラのように不定芽の発生しにくいものの刈込みについては、注意深く行わなければならない。
  - 受注者等は、生垣の高さと幅の関係については、監督員と協議するものとする。
  - 受注者等は、樹種に応じた適期を失しないよう、施工時期を監督員と協議しなければならぬ。
- 3.1. 4 刈込み
- 受注者等は、刈込みの施工については、下記に規定のない事項は「3.1. 1 高木手入」の規定によらなければならない。
  - 受注者等は、枝の密生した箇所は中すかしを行い、元の形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込まなければならない。
  - 受注者等は、裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込まなければならない。また、針葉樹については萌芽力を損わないよう、樹種の特性に応じ、十分注意しながら芽つみを行わなければならない。

4. 受注者等は、大刈込については、各樹種の生育状態を十分考慮しつつ刈込まなければならない。また植込み内に入って作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝が元に戻るような処置を行わなければならない。
5. 受注者等は、樹種に応じた適期を失しないよう、施工時期を監督員と協議しなければならない。
- 3.1. 5 施肥**
1. 受注者等は、各樹木の特性に応じて、最も効果が期待できるような方法について監督員と協議しなければならない。  
また、覆土する土は、ガレキ、石塊、セメント等を含まないものを用いなければならない。
2. 高木施肥
- (1)輪肥（わごえ）  
受注者等は、樹木主幹を中心とした葉張り外周線の地上投影部分に、深さ20cm内外の溝を輪状に掘り、溝の底に所定の肥料を平均に敷込み、覆土しなければならない。なお、溝掘りの際、特に支根をいためぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘らなければならない。
- (2)車肥（くるまごえ）  
受注者等は、樹木主幹から車輪のスプークのように放射状に遠ざかるにつれて幅広く且つ深く溝を掘り（原則として4カ所）、溝底に所定の肥料を敷込み、覆土しなければならない。溝の深さは20cm内外、長さは葉張りの1/3程度とし、溝の中心部分が葉張り外周線下にくるように掘らなければならない。
- (3)壺肥  
受注者等は、樹木主幹を中心とした葉張り外周線の地上投影部分に、放射状に縦穴を掘り（標準6カ所）、底に所定の肥料を入れ、覆土しなければならない。縦穴の深さは20cm内外と
- (4)打ち込み型肥料  
受注者等は、枝張の外側1/3地点に、使用本数分を均等に配置しなければならない。なお、対象樹木の幹周により適正な使用本数はあらかじめ調査を行うものとする。  
使用する打ち込み型肥料は、被覆部が土壤及び植物等に影響がないものとし、30cmまたは20cmのものを使用しなければならない。打込む際は肥料が碎けないようキャップを付け、上端が地表面に出ないよう打込まなければならない。また、キャップは打ち込み後に回収しなければならない。
- (5)受注者等は、植栽後1年以内及び枝張りの少ない樹木については、溝の中心線が葉張りに合わせた位置にくるように掘らなければならない。
3. 生垣施肥
- (1)受注者等は、寒肥については、生垣の両側に縦穴を1カ所ずつ計2カ所を1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ覆土しなければならない。縦穴の深さは20cm内外とする。
- (2)受注者等は、追肥については、生垣の両側に平行に深さ20cm内外の溝を掘り、溝底に所定の肥料を敷込み、覆土しなければならない。なお、樹勢の強弱により施肥量を増減するもの
- (3)縦穴、溝の位置は細根の密生部分よりやや外側とする。
4. 低木施肥
- (1)受注者等は、1本立ちおよび小規模な寄植えの施肥については、輪肥、壺肥を主体とし、その方法は高木施肥に準じるものとする。
- (2)受注者等は、列植の施肥については、生垣施肥に準じるものとする。
- (3)受注者等は、群植、大規模な寄植えの施肥を行う場合、有機質肥料については、1m<sup>2</sup>当たり3カ所の立て穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土しなければならない。また、化成肥料については、植え込み内に均一に散布しなければならない。
- 3.1. 6 除草及び草地管理（刈込）**
1. 受注者等は、除草の施工については、下記に規定のない事項は「2.1. 3 除草」の規定によらなければならない。
2. 草地管理による刈込は裸地化を防ぐために、地面を露出させないよう刈り高に注意して刈込をするものとする。
3. 抜き取った雑草等発生材の処分方法については、設計図書によるものとする。

## 3.1.7 病虫害防除

1. 剪定防除  
受注者等は、幼令期のアメリカシロヒトリ、チャドクガ等が枝葉に集団して生活している場合、幼虫を落下させないように注意深くこの部分の枝葉を切り取り、速やかに処分しなければならない。
2. 薬剤防除
  - (1)薬剤の種類は、設計図書によるものとする。
  - (2)受注者等は、薬剤の使用に際して、農薬取締法等の農薬関連法及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守しなければならない。
  - (3)受注者等は、指定の濃度に正確に稀釀混合した薬液を、枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布しなければならない。
  - (4)受注者等は、風下より、背を向けて風上に歩くように散布しなければならない。また、来園者等をはじめ周囲の対象物以外のものにかかるないよう、十分注意して行わなければならぬ。
  - (5)桜に樹幹注入剤を用いる場合の薬剤注入孔は、ドリル等を用いて注入部位に斜め下方向に45度の角度で開けること。注入部位は主幹部の地上高50~100cmを標準とすること。直径5~10mm、深さ6~7mmの注入孔を開け、1穴当たり4mLを注入すること。注入孔は癒合剤で穴を塞ぐこと。作業時期は、害虫発生初期の10~14日前程度（5月上~中旬）を目安とすること。
  - (6)受注者等は、それぞれの病害虫の特性に応じて最も効果的な方法で行わなければならない。
  - (7)農薬使用者及び農薬使用委託者（以下、農薬使用者等という）は、周辺住民に対して、事前に、農薬散布の目的、散布日時、使用農薬の種類について、十分周知するとともに、散布作業時には、立看板等の表示により、散布区域内に農薬使用者等以外の者が立ち入らないよう最大限の配慮を行うこと。
  - (8)農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所および対象植物等、使用した農薬の種類または名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量または希釀倍数について記帳し、一定期間保管すること。

## 3.1.8 樹木かん水

1. 一般事項
  - (1)受注者等は、動植物に有害な物質を含まない水質のものを用いなければならない。
  - (2)受注者等は、かん水によって表土をみだしたり、園路を汚すなど、来園者等に迷惑をかけないよう注意しなければならない。
2. 受注者等は、葉面散水については、葉面上の粉塵などを洗い落すよう、前後表裏に方向をかえて水を吹きつけなければならない。
3. 受注者等は、根元周囲にかん水用の縦穴がある場合、縦穴よりかん水を行う（地中かん水）ものとし、指定量の水を縦穴に数回に分けてかん水しなければならない。

## 3.1.9 控木撤去

受注者等は、在来の控木の取りはずしについては、樹木を損傷しないよう注意し、根元より完全に引抜かなければならぬ。結束材、幹当て材も同様にきれいに取り除き、撤去後の穴は、畠土等で埋め戻さなければならない。

## 3.1.10 控木設置

受注者等は、控木設置の施工については、「東京都土木工事標準仕様書 4.4.3 樹木及び株物植栽」に準じて行わなければならない。二脚鳥居添木付支柱の添木は地中に15cm程度埋め込むこと。

## 3.1.11 支柱結束直し

受注者等は、樹木を損傷しないよう、在来の結束材、幹当て材を丁寧に取り除き、新規材料にて控木と樹木の結束を行わなければならない。なお、結束にあたっては、「東京都土木工事標準仕様書 4.4.3 樹木及び株物植栽」に準じて行わなければならない。

- 3.1.12 枯損木・樹木撤去
- 受注者等は、枯損木・樹木の伐採にあたっては、来園者等に充分注意するとともに、周辺樹木、施設物等を損傷しないよう注意深く行わなければならない。また必要に応じてシートを覆せるなど周囲への保護処置を行わなければならない。
  - 切り方は、設計図書によるものとする。
  - 受注者等は、伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断した後、場外へ搬出するものとする。また、周囲はきれいに清掃しなければならない。
  - 受注者等は、抜根の場合は、地下埋設物に注意して主要な根を完全に掘り上げ、一定の長さに切断した後、場外へ搬出するものとする。
  - 受注者等は、抜根によって掘り上げた穴は畑土等で埋戻さなければならない。
  - 発生材の処分方法は、設計図書によるものとする。

- 3.1.14 倒木・半倒木復旧
- 受注者等は、掘取りが必要な場合、ていねいに掘取り、いたんだ根の切り戻し、根部にあわせた剪定、幹巻きを行い、垂直に樹木を立て直しながら、根部に土が十分まわるように水極め等の処置を行なわなければならない。
  - 受注者等は、切除した根、枝葉、掘り上げた土砂、ガレキやセメント等の有害物は除去しなければならない。
  - 受注者等は、掘取る必要のない場合、周囲の状況に注意し、ゆっくりと立て直し、根部の土を十分突き固めなければならない。また、必要に応じ、水極めを行わなければならない。
  - 受注者等は、必要に応じ控木を取り付けなければならない。

## 第2節 植栽・移植

- 3.2.1 移植
- 根廻し
    - 受注者等は、根廻しの必要がある場合、樹木の特性、活力、形状寸法、環境条件等に移植予定期を勘案して、行わなければならない。
    - 受注者等は、移植時の根鉢を想定し、ていねいに掘らなければならない。また、細根および切断した太根は鋭利な刃物で切り戻し、残す太根は、鋭利な刃物で形成層まで環状はく皮しなければならない。
    - 受注者等は、根鉢の周りを、根部に土がよくなじむように、数回に分けて埋め戻し、十分なかん水を行わなければならない。なお、埋戻し用土は、設計図書によるものとする。
    - 受注者等は、必要に応じて、根部にあわせた剪定、摘葉や保護処置、支柱取付を行わなければならない。
  - 掘取り
    - 受注者等は、掘取り終了後、直ちに埋め戻さなければならない。
    - 受注者等は、樹木の吊り上げについては、保護材で幹を保護するだけでなく、根鉢も保護しなければならない。
  - 運搬
    - 受注者等は、樹木の掘取り後、速やかに植付け現場に搬入しなければならない。
    - 受注者等は、樹木の幹、枝の損傷、鉢崩れ、乾燥のないよう、十分養生しなければならない。
  - 植栽
    - 受注者等は、既存施設及び植物を損傷しないよう注意しなければならない。
    - 受注者等は、本極め、仮植にかかるわらず、幹巻き、控木を行わなければならない。

## 第3節 芝生地管理

- 3.3.1 刈込み
- 受注者等は、刈込みについては、芝生地内にある、樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込まなければならない。

		<p>2. 受注者等は、刈込高については監督員と協議しなければならない。</p> <p>3. 受注者等は、刈り取った芝については、速やかに処分し、刈った跡はきれいに清掃しなければならない。なお、処分方法は設計図書によるものとする。</p> <p>4. 受注者等は、縁切りは、監督員と協議のうえ、対象灌木施設等に匍匐茎が侵入しないよう、灌木類にあっては、樹冠より10cm内外の幅で垂直に切り込まなければならない。</p>
3.3. 2 施肥		作業内容は「3.1. 5 施肥」の規定に準ずるものとする。
3.3. 3 除草		作業内容は「3.1. 6 除草」の規定に準ずるものとする。
3.3. 4 病虫害防除		作業内容は「3.1. 7 病虫害防除」の規定に準ずるものとする。
3.3. 5 目土かけ		<p>1. 受注者等は、目土については、植物の根、ガレキ、赤土等がなく、2cm程度のふるいを通過する目土用土を用いなければならない。土壤改良剤及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう入念に混合しなければならない。</p> <p>2. 受注者等は、とんぼ等を用いて目土用土を指定の厚さに、むらなく均一に十分すり込まなければならない。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行わなければならない。</p>
3.3. 6 ブラッシング		<p>1. 受注者等は、匍匐茎や根などを切断すると共に、茎葉の間の枯葉枯茎（サッチ）を除去し、更新を促すため、レーキやホーク等でていねいに回数多く引っかかなければならない。</p> <p>2. 受注者等は、発生した枯葉枯茎等を速やかに処分しなければならない。なお、処分方法は設計図書によるものとする。</p>
3.3. 7 エアレーション (ホーキング)		<p>1. 受注者等は、芝生土壤の硬化を防止するためにエアレーション器具又は機械により土壤が膨軟となるよう効果的に行わなければならない。</p> <p>2. 受注者等は、カッティングの深さ間隔等については、監督員と協議するものとする。</p>
3.3. 8 補植		<p>1. 受注者等は、補植個所を大きめに形を整えて切り取り、深さ1.5cm程度まで床土を交換したうえ沈下防止のためよく転圧しなければならない。</p> <p>2. 受注者等は、張芝にあっては、周縁と同じ高さとなるよう調整して転圧し、目土を施し、よくかん水しなければならない。</p>
		<b>第4節 地被類等管理</b>
3.4. 1 マルチング		<p>1. 受注者等は、マルチング材(糊付き飛散防止タイプ)を、植物を傷つけないよう、指定の厚さで均一にむらなく敷かなければならない。また、マルチング材で不用意に植物を覆ってはならない。</p> <p>2. 受注者等は、マルチング材を散乱させてはならない。</p>
3.4. 2 つる性植物		<p>受注者等は、つる性植物の手入れについては、つる、茎の剪定、誘引等を行わなければならない。</p> <p>手入れする主なものは、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)枯れているもの</li> <li>(2)病虫害に侵されているもの</li> <li>(3)弱小のもの</li> <li>(4)障害となるもの</li> <li>(5)危険なもの</li> <li>(6)徒長、からみ、混みすぎのもの</li> <li>(7)立っているもの</li> <li>(8)更新が必要なもの</li> <li>(9)その他</li> </ul>

3.4. 3 草本類・ササ類	<ol style="list-style-type: none"> <li>受注者等は、草本類、ササ類の手入れについては、枯れ、病虫害に侵されているもの、からみ、混みすぎ等のものを、切除または抜きとらなければならない。</li> <li>刈高は監督員と協議するものとする。</li> <li>受注者等は、刈りとった枝葉を、ていねいに取り除かなければならない。</li> <li>発生材の処分方法は、設計図書によるものとする。</li> </ol>
第5節 花 壇 管 理	
3.5. 1 材 料 一 般	<ol style="list-style-type: none"> <li>受注者等は、発育良好で病虫害に侵されておらず、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生し整一な形姿の花苗を使用しなければならない。また、球根はよく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものを使用しなければならない。</li> <li>受注者等は、植栽前に監督員の確認を受けなければならぬ。</li> </ol>
3.5. 2 地 挹 え	<ol style="list-style-type: none"> <li>受注者等は、古株、雑草等を根より掘り起し、土を払った後、運搬処理しなければならない。</li> <li>受注者等は、花壇面の床土をシャベル等により30cm程度まで掘起し、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凹凸のないよう一様に均さなければならない。</li> <li>受注者等は、肥料を施す場合、指定の施肥量を、花壇面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合しなければならない。</li> <li>受注者等は、花壇から土があふれ出ることがないよう、必要に応じて土をすき取ること。地盤を花壇の縁より3cm内外下げるのこと。</li> </ol>
3.5. 3 植 え 付 け	<ol style="list-style-type: none"> <li>受注者等は、指定されたデザインがある場合、そのデザインに従い、所定の苗数をむらのないようしっかりと植え付けなければならない。</li> <li>受注者等は、植え付け後、よくかん水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植え直ししなければならない。</li> </ol>
3.5. 4 管 理	<ol style="list-style-type: none"> <li>受注者等は、天候、土壤状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失しないよう、監督員と連絡を密にして管理に努めなければならない。</li> <li>受注者等は、花苗をいためないよう、除草フォークなどにより、雑草を根より抜き取り、花がらは花苗をいためないよう摘まなければならぬ。この際、根が浮き上がったりしている花苗は植え直さなければならない。</li> <li>受注者等は、花壇内のゴミ類等を除去しなければならない。</li> <li>受注者等は、植替えを指定されたものについては、古苗を丁寧に抜き取り、新苗を周囲に調和するように植え付けて、よくかん水しなければならない。この際、周囲の苗も必要に応じて、植え直さなければならない。</li> </ol>
3.5. 5 花 壇 か ん 水	<ol style="list-style-type: none"> <li>受注者等は、花壇かん水の施工については、下記に規定のない事項は「3.1. 8 樹木かん水」の規定によらなければならない。</li> <li>受注者等は、花苗をいためないようていねいにかん水し、根に十分水がゆきわたるよう浸透させなければならない。</li> <li>受注者等は、天候、土壤状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失しないよう、監督員と連絡を密にして行わなければならぬ。</li> </ol>
3.5. 6 施 肥	<ol style="list-style-type: none"> <li>受注者等は、元肥は、花壇面に指定の施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込まなければならない。</li> <li>受注者等は、追肥は、肥料の種類及び植物の生育状態に応じ、監督員と協議のうえ、最も効果的な方法により行わなければならない。</li> </ol>

3.5.7 病虫害防除 作業内容は「3.1.7 病虫害防除」の規定に準ずるものとする。

## 第6節 施設管理

### 3.6.1 遊具等保守点検

1. 点検個所は、設計図書によるものとする。なお、遊戯施設のほか外灯、車止め、引込柱、時計塔、トイレ(外観)、国旗掲揚ポール、石碑、分電盤、藤棚、パーゴラ、スポーツコーナー、モニュメント、噴霧装置(ミスト)等の一般施設も点検対象とする。
2. 受注者等は、技術経験10年以上またはそれと同等以上の能力を有する者に保守点検を行わせなければならない。
3. 受注者等は、外観調査については、施設の傷、落書き、破損、腐食等の有無を肉眼で確認し、地際の腐食については、特に入念に道具類を用いて調査しなければならない。
4. 受注者等は、塗装調査については、ハンマー等を用い、塗装の浮き、ハガレ等の状態を調査しなければならない。
5. 受注者等は、施設の可動部については、実際に可動させてその状態を確認しなければならない。その際、カギの開閉、ボルト等のゆるみも合わせて点検し、必要に応じて注油を行わなければならない。なお、点検時にボルト類のゆるみ、欠落等に対する軽微な保守も行うものとし、点検時に対応出来ない簡易な保守についても、完了までに行わなければならない。
6. 受注者等は、危険な状態の施設については、直ちに使用禁止の処置をとり、監督員へ連絡しなければならない。
7. 受注者等は、保守点検終了後、報告書を提出しなければならない。なお、報告書の書式は設計図書によるものとする。
8. 受注者等は、取替工事、補修工事等が必要なものについては、その旨報告書に記載し、写真を添付するとともに、補修方法についても記載しなければならない。又、別途工事費積算のための資料を提出しなければならない。

### 3.6.2 時計塔保守点検

1. 点検個所は、設計図書によるものとする。
2. 点検対象は、時計本体、駆動器、駆動器収納箱とする。
3. 受注者等は、外観調査については時計塔全体についてを行い、肉眼で傷、落書き、破損、腐食等の有無を確認しなければならない。
4. 時計本体の保守点検項目は、以下のとおりとする。
  - (1)作動の異常の有無を肉眼等で確認する。
  - (2)配線接続部のゆるみ等を点検する。
  - (3)指針のゆるみ等を点検する。その他のネジ等のゆるみも点検する。
  - (4)受光板の状況等を点検する。
  - (5)必要部分には、注油を行う。
  - (6)時刻の違うものについては、時刻合わせを行う。
  - (7)布等を用いて、文字盤、ポリカボネード板、受光板等の清掃を行う。
5. 駆動器の保守点検項目は、以下のとおりとする。
  - (1)駆動器の操作により、時計が正確に作動するかどうか確認する。
  - (2)配線接続部のゆるみ等を点検する。
  - (3)バッテリーの状況等を点検する。
  - (4)入出力電圧等を点検する。
6. 受注者等は、点検時にネジ類のゆるみ、欠落等に対する軽微な保守も行うものとし、点検時に対応できない簡易な保守についても、完了までに行わなければならない。
7. 受注者等は、保守点検終了後、報告書を提出しなければならない。なお、報告書の書式は設計図書によるものとする。
8. 受注者等は、取替工事、補修工事等が必要なものについては、その旨報告書に記載し、写真を添付するとともに、補修方法についても記載しなければならない。又、別途工事費積算のための資料を提出しなければならない。

### 3.6.3 電気施設点検

1. 点検個所は、設計図書によるものとする。

2. 受注者等は、引込分電盤、分電盤及び照明機器を点検しなければならない。
3. 点検範囲
  - (1)引込分電盤、分電盤  
受注者等は、盤内機器の点検及び外観調査を行い、あわせて絶縁抵抗測定を行わなければならない。また、タイマーがある場合にはタイマー点検も行わなければならない。
  - (2)照明機器  
受注者等は、点灯試験及び外観調査を行わなければならない。
4. 点検調査内容
  - (1)盤内機器点検  
受注者等は、盤内機器外観及び作動の異常の有無を肉眼等で確認し、かつ配線接続部のゆるみの有無等も確認しなければならない。
  - (2)外観調査  
受注者等は、施設の傷、落書、破損、腐食等の有無を肉眼で確認しなければならない。
  - (3)絶縁抵抗測定  
受注者等は、分電盤内で各回路ごとに絶縁抵抗測定を行わなければならない。その際、異常が認められる場合には、直ちに監督員に連絡しなければならない。
  - (4)点灯試験  
受注者等は、照明機器のすべての点灯を確認し、その際、点灯、消灯のサイクルが正常であるかどうかをあわせて確認しなければならない。不点、チラツキ等が認められる場合には、直ちに監督員に連絡しなければならない。
  - (5)タイマー点検  
受注者等は、タイマーの時刻が正しいかどうかを確認し、不正確な場合には修正しなければならない。また、正しく点灯、消灯されるかどうかを確認し、正常に作動しない場合には、直ちに監督員に連絡しなければならない。

### 3.6. 4 池・噴水池保守点検

1. 点検個所は、設計図書によるものとする。
2. 受注者等は、池・噴水池・流れ（以下、池等とする）の内側ならびにポンプ、ろ過器、滅菌器等電気施設を目視ならびに機器により点検しなければならない。
3. 点検範囲、内容
  - (1)池等の内側  
受注者等は、池等の内側について破損・剥離等がないか、漏水がないかを確認しなければならない。
  - (2)ポンプ  
受注者等は、作動が正常で、所定の揚水・循環ができているかどうかを確認しなければならない。
  - (3)ろ過器  
受注者等は、作動が正常で、所定のろ過ができているかどうかを確認しなければならない。その際、フィルターカートリッジの状況等もあわせて確認しなければならない。
  - (4)滅菌器等  
受注者等は、作動が正常で、所定の薬液が放出されているかどうかを確認しなければならない。また、他の機器も同様に行わなければならない。
  - (5)受注者等は、電気施設の点検については、「3.6. 3 電気施設点検」に準じて施工しなければならない。
  - (6)受注者等は、点検施設に異常があった場合には、直ちに監督員に連絡しなければならない。

### 3.6. 5 公園灯洗浄・保守点検

1. 点検個所は、設計図書によるものとする。
2. 洗浄対象は、照明機器の灯具部分（ランプ、反射板、カバー、その他あらかじめ指定した部分）とする。
3. 受注者等は、使用する洗剤等について、事前に監督員の承諾を得なければならない。
4. 受注者等は、天気良好な日に作業を行わなければならない。

5. 受注者等は、灯具天端の蓋をはずし、ホコリ除去後洗剤等をしみ込ませた布等で、むらのないよう、汚れを十分落さなければならぬ。また、洗浄後洗剤等は清浄な水で洗い流し、または濡れた布等で落さなければならない。
6. 受注者等は、洗浄後の灯具取付けの際、必要に応じてパッキングの取替えを行わなければならない。なお、パッキング余剰分については、作業完了引渡時に、公園管理事務所に納品しなければならない。
7. 点検・調査項目は以下のとおりとする。
  - (1)点滅器の取付け状態
  - (2)灯具その他器具の破損の有無
  - (3)各回路の絶縁抵抗測定及び点灯確認
8. 受注者等は、作業終了後、報告書を提出しなければならない。なお、報告書の書式は設計図書によるものとする。

### 3.6. 6 日除棚よしづ張 日除けシート設置

1. 点検箇所、規格については、設計図書によるものとする。
2. 受注者等は、よしづ張り・日除けシート設置作業については、4月後半の連休(ゴールデンウィーク)前までに完了しなければならない。また、撤去作業は10月中旬以降に行わなければならない。
3. 受注者等は、唐竹はまっすぐなものを用い、長さ3.6m以上の先端部分を継目以外に使用してはならない。
4. 受注者等は、唐竹の一端を節止めとし、唐竹の継ぎ目は太い竹に細い竹を一節以上差込なければならない。
5. 受注者等は、日除棚と唐竹を、棕梠繩で堅固に結束しなければならない。
6. 受注者等は、曲線部のよしづ張りの施工については、先端を開き根本を閉じて、日除棚に合せた曲線に仕上げなければならない。
7. 受注者等は、よしづと唐竹を、棕梠繩で堅固に結束しなければならない。
8. 受注者等は、押縁は細目または半割にした太目の唐竹を使用し、棕梠繩で堅固に結束しなければならない。
9. 日除けシートの設置には野外用結束バンドを使用し、撤去の際は廃棄すること。また設置に使用した日除けシートは、撤去後に汚れをきれいに落としたのち、十分に乾燥させること。乾燥後は、結束したのち、区の指示する隅田公園内指定箇所に搬入すること。
10. 受注者等は、支給材については、監督員立会いのうえ、隅田公園内指定箇所より運搬しなければならない。
11. 受注者等は、撤去作業完了後、再使用可能な発生材を、監督員の指示する場所へ、監督員立会いのうえ搬入しなければならない。また、再使用不可能な発生材は、処分しなければならない。なお、処分方法については、設計図書によるものとする。
12. 作業写真の提出及び検査は、よしづ張り・日除けシート設置作業完了後及び撤去作業完了後の計2回行うものとする。

## 第4章 街路樹等維持管理

### 第1節 街路樹等管理

#### 4.1. 1 一般事項

街路樹等とは、街路樹および路傍樹をいう。  
街路樹とは、区道並木枠内および植樹帯内に区が植栽した高木をいう。  
路傍樹とは、区道敷に残された所有者不明の樹木で、区が管理するものをいう。

#### 4.1. 2 剪定

1. 受注者等は、剪定の施工については、下記の事項によるものとし、現地の状況によりこれによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。
  - (1)受注者等は、歩道側の枝については、高さ2.5m以下の枝を短くするか、又は幹の部分で剪定しなければならない。
  - (2)受注者等は、車道側の枝については、高さ4.5m以下の枝を短くするか、又は幹の部分で剪定しなければならない。
  - (3)受注者等は、電線等に支障になる枝については、電線等から30cm以上離れた枝分かれ部分で剪定しなければならない。
2. 受注者等は、剪定の施工については、下記に規定のない事項は「3.1. 1 高中木手入」の規定によらなければならない。
3. 受注者等は、その立地場所により、規格形あるいは自然成長仕立てをよく見きわめて作業しなければならない。
4. 受注者等は、冬期剪定については、樹形の骨格作りを主目的に剪定し、樹種の特性に応じ最も適切な剪定方法により行わなければならない。
5. 受注者等は、夏期剪定については、外観的な樹冠の整正、込みすぎによる障害の防止、台風による倒木防止等のために剪定し、樹勢を衰弱させないように、適切な道具と方法により、緑陰を保つように行わなければならない。
6. 受注者等は、支障枝剪定については、樹形の乱れを最小限にとどめるよう、剪定しなければならない。
7. 受注者等は、駐車車両、架空線及び歩行者等に十分注意しなければならない。

#### 4.1. 3 施肥

1. 受注者等は、施肥の施工については、下記に規定のない事項は「3.1. 5 施肥」の規定によらなければならない。
2. 受注者等は、街路樹枠内の樹木に施肥する場合、枠の四隅のうち対角線となる2カ所に深さ20cm内外の溝を掘り、所定の肥料を敷込み覆土しなければならない。また、打込み肥料を打ち込む場合、同様の位置に、地際まで、折損しないように打ち込まなければならない。その際、前回施肥した場所は避けるものとする。

#### 4.1. 4 害虫防除

1. 受注者等は、害虫防除の施工については、下記に規定のない事項は「3.1. 7 病虫害防除」の規定によらなければならない。
2. 受注者等は、薬剤散布については、夜間または早朝に行わなければならない。やむを得ず昼間に施工するときは、監督員と打合せの上、気象条件、薬剤の特性に十分注意して行わなければならない。
3. 受注者等は、隣接家屋の窓の開閉状況、洗濯物、駐車車両ならびに歩行者等に十分注意して薬剤を散布しなければならない。
4. 受注者等は、監督員の指示により、事前に病虫害の発生状況を調査し、防除予定を沿道住民に周知しなければならない。

#### 4.1. 5 樹木かん水

作業内容は「3.1. 8 樹木かん水」の規定に準ずるものとする。

#### 4.1. 6 控木撤去

作業内容は「3.1. 9 控木撤去」の規定に準ずるものとする。

4.1.7 控木設置	作業内容は「3.1.10 控木設置」の規定に準ずるものとする。なお、シダレヤナギの苗木を植栽する際は、強風による被害を防ぐため三脚鳥居支柱に添木を設置すること。
4.1.8 支柱結束直し	作業内容は「3.1.11 支柱結束直し」の規定に準ずるものとする。
4.1.9 枯損木・樹木撤去	<ol style="list-style-type: none"> <li>受注者等は、枯損木等の撤去の施工については、下記に規定のない事項は「3.1.12 枯損木撤去」の規定によらなければならない。</li> <li>受注者等は、周辺樹木、施設物、民家、駐車車両等を損傷しないよう、注意深く行わなければならない。また、必要に応じてシートを覆せるなど周囲への保護処置を行わなければならない。</li> <li>受注者等は、伐根した穴を、直ちに畠土をもって埋戻し、地表面を均して危険のないよう処理しなければならない。</li> <li>受注者等は、除去した樹木を、速やかに搬出処分しなければならない。</li> <li>受注者等は、地下部に異常を発見した場合、速やかに監督員に報告しなければならない。</li> </ol>
4.1.11 倒木・半倒木復旧	作業内容は「3.1.14 倒木・半倒木復旧」の規定に準ずるものとする。
4.1.12 植栽・移植	<ol style="list-style-type: none"> <li>受注者等は、植栽・移植の施工については、下記に規定のない事項は「第3章公園等維持管理 第2節植栽・移植」の規定によらなければならない。</li> <li>受注者等は、着手前に地下埋設物を確かめ、支障物件がないことを確認してから施工しなければならない。</li> </ol>
4.1.13 並木枠内除草	<ol style="list-style-type: none"> <li>受注者等は、並木枠内除草の施工については、下記に規定のない事項は「3.1.6 除草」の規定によらなければならない。</li> <li>受注者等は、既存植物をいためないよう除草ホーク等を用いて根ごと取除き、枠内のガレキ、ゴミ、セメント等も除去しなければならない。</li> </ol>
4.1.14 並木枠内清掃	受注者等は、枠内のガレキ、ゴミ、セメント等の有害物質および雑草、犬猫の糞等、土砂などを取り除き、地盤を縁石より3cm内外下げ、一定の高さに均すこと。
<b>第2節 植樹帯等管理</b>	
4.2.1 一般事項	植樹帯等とは、区道歩道植樹帯、中央分離帯、植込地、ロータリー、ポケットパークをいい、作業個所詳細は設計図書によるものとする。
4.2.2 剪定	<ol style="list-style-type: none"> <li>受注者等は、剪定の施工については、下記に規定のない事項は「3.1.1 高木手入」「3.1.2 低木手入」「3.1.3 生垣手入」の規定によらなければならない。</li> <li>受注者等は、樹木の特性に応じて高さ、枝巾に留意しつつ、切詰め、中すかし、枯枝の除去などを行わなければならない。</li> </ol>
4.2.3 刈込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>受注者等は、刈込みの施工については、下記に規定のない事項は「3.1.4 刈込み」の規定によらなければならない。</li> <li>受注者等は、視界を確保しなければならない場所（交差点付近、中央分離帯開口部など）については、視界確保の高さより、成長量を考慮した刈高、刈巾としなければならない。</li> <li>受注者等は、必要に応じて、枝葉の疎な部分の枝の誘引を行わなければならない。その際、枝の結束には棕櫚繩を用いなければならない。</li> </ol>
4.2.4 除草	作業内容は「4.1.13 並木枠内除草」の規定に準ずるものとする。

## 資料2参考

4.2.5 清掃	作業内容およびゴミ等の収集については、「2.1.1 公園清掃」の規定に準じるものとする。
4.2.6 植樹帯清掃	作業内容は「4.1.14 並木幹内清掃」の規定に準ずるものとする。
4.2.7 施肥	<ol style="list-style-type: none"><li>受注者等は、施肥の施工については、下記に規定のない事項は「3.1.5 施肥」の規定によらなければならない。</li><li>受注者等は、所定の施肥量を根元に散布しなければならない。また特に花木や衰弱木については、その様子を見て重点的に散布しなければならない。</li><li>受注者等は、肥料が、枝葉にかかるよう注意しなければならない。</li></ol>
4.2.8 病虫害防除	作業内容は「3.1.7 病虫害防除」の規定に準ずるものとする。
4.2.9 枯損木等の撤去	作業内容は「4.1.9 枯損木等の撤去」の規定に準ずるものとする。
4.2.10 樹木撤去	作業内容は「3.1.13 樹木撤去」の規定に準ずるものとする。
4.2.11 かん水	作業内容は「3.1.8 樹木かん水」の規定に準ずるものとする。
4.2.12 植栽・移植	作業内容は「第3章 第2節 植栽・移植」の規定に準ずるものとする。
4.2.13 地被類等管理	作業内容は「第3章 第4節 地被類等管理」の規定に準ずるものとする。
4.2.14 花壇管理	作業内容は「第3章 第5節 花壇管理」の規定に準ずるものとする。

## 第5章 公園等維持工事

### 第1節 維持工事

- |              |   |
|--------------|---|
| 5.1. 1 土工    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者等は、掘削個所について、事前に埋設管の有無を監督員に確認しなければならない。</li> <li>2. 受注者等は、掘削個所を、原則として当日中に埋戻さなければならない。やむを得ず埋め戻すことが出来ない場合には、必要な安全対策を講じなければならない。</li> <li>3. 受注者等は、ダスト舗装を掘削する場合には、発生ダストを別に集積し、埋戻し時、表層にダストを復旧しなければならない。</li> <li>4. 受注者等は、植込地内を掘削する際には、樹木、株物等を損傷しないようにしなければならない。</li> <li>5. 受注者等は、埋戻部分が陥没しないよう、十分転圧しなければならない。</li> </ol>   |
| 5.1. 2 塗装工   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者等は、色について、見本帳、塗り見本または現場塗装により、監督員の承諾を得なければならない。</li> <li>2. 受注者等は、特に指定のない場合でも、木部やコンクリート部の穴等をパテ詰め等で補修した後、塗装しなければならない。</li> <li>3. 受注者等は、塗装中もしくは塗装完了後に、「ペンキ塗りたて」等の表示を行い、柵等を設置して周囲と区分し、来園者等の衣服等を汚すことのないようにしなければならない。</li> </ol>   |
| 5.1. 3 園路広場工 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者等は、ダスト舗装については、施工後数日（降雨日を含むことが望ましい）の養生後、不陸整正、ダスト補充、塩化カルシウム等の散布を行い、再度転圧しなければならない。</li> <li>2. 受注者等は、タイル舗装、石張舗装、平板舗装等の施工については、周囲の施設の高さにあわせ、水はけ良く勾配をつけなければならない。標準勾配は原則0.5%とする。</li> <li>3. 受注者等は、部分補修の場合は、既設の舗装と調和するようにしなければならない。</li> <li>4. 受注者等は、集水柵の周辺については、1m程度から柵天端にすり合わせなければならない。</li> </ol>  |
| 5.1. 4 休養施設工 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者等は、基礎取付部については、直接土に接触しないようモルタル等で仕上げなければならない。</li> <li>2. 受注者等は、ベンチの基礎部分については、ぐらつかないよう入念に施工しなければならない。</li> <li>3. 受注者等は、一部補修の際には、既存部と調和するように十分注意しなければならない。</li> </ol>  |
| 5.1. 5 排水工   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般事項<br/>受注者等は、排水工については、降雨、融雪によって園路および広場に流入する地表水を、良好に排出するよう施工しなければならない。</li> <li>2. 集水柵工 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)集水柵は、原則として雨水等を地下に浸透させる構造とする。</li> <li>(2)集水柵は、特に支障のない場合は3cm下がりとし、周囲1m程度からすりつけること。</li> <li>(3)受注者等は、柵内にモルタル、砂等を落さぬよう十分注意しなければならない。</li> </ul> </li> <li>3. 排水管工 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)入管高、出管高は、設計図書によるものとし、現地の状況によりこれによりがたい場合には、受注者等は、監督員と協議しなければならない。</li> <li>(2)受注者等は、一定勾配で柵間を接続しなければならない。</li> <li>(3)受注者等は、車両通行の多い場所でのジョイントを行ってはならない。</li> <li>(4)受注者等は、掘削個所の土を乱さないよう、十分注意しなければならない。</li> </ul> </li> </ol> |

5.1. 6 管理施設工	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者等は、フェンス、案内板等施設の設置位置の決定にあたっては、監督員の指示によらなければならない。</li> <li>2. 車止           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)受注者等は、可動式の場合、基礎と既設地盤をなめらかにすりつけ、車止をはずした状態で、車が不都合なく通過できるようにしなければならならない。また、鞘管には水抜きを施さなければならない。</li> <li>(2)受注者等は、固定式の場合、基礎取付部が直接土に接触しないように、モルタル等で仕上げなければならない。仕上げ方法は、監督員の指示によらなければならない。</li> </ol> </li> </ol>
5.1. 7 電気工	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者等は、高所作業については、リフト車を使用しなければならない。他の方法による場合には、事前に監督員と協議しなければならない。</li> <li>2. 受注者等は、ランプ等の取替えに際しては、既設と同等品以上のものと取替えなければならない。</li> <li>3. 受注者等は、分電盤、コンセントボックス等の鍵は、監督員の指示により取付けなければならない。</li> <li>4. その他電気施設の施工については、受注者等は、特に規定する場合を除き、「東京都電機設備工事標準仕様書」により施工しなければならない。</li> </ol>
5.1. 8 遊戯施設工	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者等は安全領域内のコンクリート基礎は埋設し、露出させないようにすること。</li> <li>2. 受注者等は、遊具の地際部に、必要に応じて防蝕対策の措置を行わなければならない。</li> <li>3. 受注者等は、遊戯施設の工事にあたっては、特に来園者等に対する安全を十分考慮し、工事完了まで仮囲いをするなど適切な措置をとらなければならない。</li> </ol>
5.1. 9 給水工	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者等は、散水栓、止水栓等の詳細位置については、監督員の現場指示によらなければならない。</li> <li>2. 受注者等は、散水栓等の取替えに際しては、既設と同等品以上のものと取替えなければならない。</li> <li>3. その他給水施設の施工は、受注者等は、特に規定する場合を除き、「東京都機械設備工事標準仕様書」により施工しなければならない。</li> </ol>
5.1. 10 左官工	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者等は、工程の区切りには、監督員の確認をうけなければならない。</li> <li>2. 受注者等は、施工後の養生を必ず行わなければならない。</li> <li>3. 受注者等は、面取りの角度については、監督員の指示によらなければならない。</li> <li>4. 受注者等は、人造石研出仕上やコンクリートはつり仕上等の仕上の程度については、監督員の承諾を得て施工しなければならない。</li> </ol>
5.1. 11 石工	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者等は、景石、石組等の施工にあたっては、設計意図を十分把握し、形状、石質、色合い、周囲との取り合い等に十分考慮しなければならない。</li> <li>2. 受注者等は、石の据付けにあたり、石の位置、向き、深さについて、設計図書に定めのない場合、または現地の状況によりこれによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。</li> <li>3. 受注者等は、がたつきや転がりに注意し、主要な景石、石組等の据付けにあたっては、監督員と立会いのうえ施工しなければならない。</li> </ol>